

# 全 員 協 議 会 記 録

令 和 3 年 1 0 月 2 6 日 ②

【開催日】 令和3年10月26日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時15分～午前10時25分

【出席議員】

議員	伊場 勇	議員	大井 淳一朗
議員	岡山 明	議員	奥 良 秀
議員	笹木 慶之	議員	白井 健一郎
議員	高松 秀樹	議員	恒松 恵子
議員	中岡 英二	議員	中島 好人
議員	中村 博行	議員	長谷川 知司
議員	福田 勝政	議員	藤岡 修美
議員	古豊 和恵	議員	前田 浩司
議員	松尾 数則	議員	宮本 政志
議員	森山 喜久	議員	矢田 松夫
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	尾山 邦彦	主査兼議事係長	中村 潤之介
議事係主任	原田 尚枝		

【付議事項】

議長の選挙について

午前10時15分 開会

福田勝政座長 それではただいまから全員協議会を開催いたします。それでは議長選挙の方法について、事務局に説明させます。

尾山議会事務局長 それでは御説明いたします。議会で行われる選挙につきましては地方自治法に規定されており、公職選挙法の規定の一部が準用されています。選挙の方法は投票と指名推選の二つがあります。まず、投票は投票用紙に適任者を記載し、投票箱に投函する方法で、これは単記無記名投票で行うことになっております。議長選挙につきましては法定得票数が定められており、有効投票総数を議長の定数1で除して得た数の4分の1以上となっております。この法定得票数以上で最多の票数を得た者が当選人となります。ちなみに議員全員が投票し、全て有効投票である場合の法定得票数は6票であります。次に、指名推選は議会の選

挙は投票によることが原則ですが、議員全員の意思が一致しているときに投票ではなく、次に述べる方法で当選人を決定する方法です。その方法とは、特定の議員又は臨時議長が被指名人を指名し、会議に諮って当選人を決定するというものです。なお、指名推選で当選人を決定するためには、次の三つの要件を満たす必要があります。一つ目に、指名推選の方法によることについて議員全員に異議がないこと。二つ目に、指名の方法、誰が指名するかについて、議員全員に異議がないこと。三つ目に、指名された人が当選人となることについて議員全員に異議がないこととあります。以上で説明を終わります。

福田勝政座長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、議長の選挙は、投票と指名推選の方法があります。先週18日の全員協議会で報告のあったとおり、どちらの方法になっても被指名人の挨拶をこの場で行ってもらうことになっております。したがって、まず推薦をしていただきその結果、被指名人が1人でありかつ全議員に異議がない場合は指名推選の方法で行うこととし、異議がある場合又は被指名人が2人以上の場合は、投票の方法で行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、どなたかを推薦していただきたいと思えます。

松尾数則議員 経験、識見とも議長にふさわしい高松秀樹議員を推薦したいと思います。

福田勝政座長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに推選はないようですので、被指名人が1人あります。それでは被指名人から御挨拶をしていただきます。高松議員、御登壇願います。

（高松秀樹議員 登壇）

高松秀樹議員 高松秀樹でございます。それでは、この度の議長選挙に当たっての所信を述べさせていただきます。平成20年12月に議会基本条例研究会が設置されました。この研究会は、後の議会基本条例制定特別委員会の前身とも言えます。この研究会は答申報告書を出しました。それは、改選後の議会において「議会基本条例制定特別委員会を制定せよ」というものでございました。その答申を受けて、改選後の翌年となる平成21年12月議会において、議会基本条例制定特別委員会が設置されました。この特別委員会では52回の審議と市民アンケート調査、そし

て市民説明会を経て、足掛け3年の歳月を掛け、時代の要請に応えるべく、平成24年3月に議会基本条例が制定されました。正に当時の議会の英知を結集し、心血を注いだ手作りの条例と言えます。私は本市議会の最高規範、言わばバイブルである山陽小野田市議会基本条例の精神に基づき、議会運営を行ってまいります。議会基本条例の精神とは、議員共通の目的である市民福祉の向上と市政発展のために、独任制の市長と合議制の議会がそれぞれの特性を生かして変成や協調を重ねながら邁進し、日本国憲法の理念、そして地方自治法に基づき本市唯一の議事機関として、立法監視、調査など議会の持つ全ての機能を高め、揺るぎない議会制民主主義を確立することです。そのためには、意思決定機関として市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、また市民も参加できる透明性のある議会、開かれた議会を目指し、市民から信頼される議会、市民の期待に応えることのできる議会になる必要がございます。しかしながら、この議会基本条例が制定されて10年がたとうとしております。時代に取り残されることのないよう新しい血を入れ、肉を付けていくことを行ってまいりたいと考えております。また、市議会は言論の府であり、我々議員は言論を使命としております。言論こそ議会の要諦だと考えております。本会議及び下審査機関である委員会において、市民の代表者として市全体の利益のための精度の高い発言により、自由かつ達な議論が繰り広げられるべきであり、その議論によつての結論のみが正当性を持つものであります。最後に、議長は議会を代表し、会議を主宰する立場にあり、その職務の執行に当たっては厳に公正中立であるべきと認識しております。そのため、各会派や個々の議員の御意見に真摯に耳を傾け、議会制民主主義の本旨にのっとり、常に公平公正な立場で丁寧な議会運営に努めてまいりたいと考えております。議員各位の御理解と御支援を心よりお願い申し上げまして、所信の表明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(高松秀樹議員 降壇)

福田勝政座長　　ここでお諮りいたします。この度の議長選挙について、指名推選の方法によること、松尾議員が指名すること、高松議員が被指名になることについて御異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、指名推選ではなく投票の方法で行うことにいたしました。議長選挙には立会人が2人以上必要です。先週18日の全員協議会で報告があったとおり、立会人には松尾議員、白井議員を指名いたします。最後に、議長選挙については、これを定めた地方自治法において、

公職選挙法の立候補の規定は準用されておられませんので、御挨拶された議員以外の議員への投票も有効であることを申し添えます。以上で全員協議会を終わります。

---

午前10時25分 散会

---